

# NEWS LETTER

2月といえば立春。暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。 風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。





## 個人番号の提供を 拒否されたときの対処法

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税 ~契約日の判断~

平成28年10月より拡大される 社会保険の被保険者の範囲

都道府県別にみた 民営事業所数の増減

## 税理士法人 吉井財務研究所

岡山県岡山市北区青江1丁目4番16号 TEL: 086-226-5265 / FAX: 086-224-3051

http://www.yoshiizaimu.co.jp



## 個人番号の提供を 拒否されたときの対処法



#### 怒りを通り越して









平成28年1月から、個人番号や法人番号の利用が始まります。 利用に際して、事業者は従業員等に個人番号の提供を求め始めていることでしょう。しかし、事業者が個人番号の提供を求めたところ、拒否されるケースもあるようです。

## ■ 平成28年1月以後の個人番号の提供拒否

1月以降、事業者は源泉徴収票の作成や社会保険の手続などにおいて、書類に従業員等の個人番号を記載することになるため、従業員等から個人番号の提供を受けることになります。しかし、従業員等から個人番号の提供を拒否される場合も考えられます。

このようなときには、特定個人情報保護委員会から公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」や、国税庁から公表されている「源泉所得税関係に関するFAQ」などに沿って、個人番号の記載がないのは事業者側の義務違反でないことを明確にしておく必要があります。

### 具体的な対処法

具体的な対処法として、

#### 個人番号の記載は、法律で定められた義務であること

を説明して提供を求めます。

それでもなお、提供を拒否された場合には、<u>提供を求めた</u> 経過等を記録、保存するなどをします。

こうすることで、事業者の怠慢による義務違反ではないことが明確になります。

ただし、平成27年12月以前において個人番号の提供を拒否 された場合には、もともとマイナンバーの利用開始前である ことからその経過等を記録保存する必要はありません。

なお、もっとも気になるのは、個人番号の記載のない書類を提出して受理してもらえるかどうかですが、この点については、個人番号の記載がないことをもって税務署等が書類を受理しないことはないため、その点はご安心いただくとよいでしょう。



# 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税 〜契約日の判断〜

マイホームを取得するための金銭贈与について、一定の金額まで贈与税が課税されない制度(住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度といいます。以下、制度)の適用を検討しています。マイホームを取得するにあたり、先行して土地を取得して、その後その土地の上に住宅を建築します。この制度を適用する際の非課税枠は契約日で判断することとなりますが、土地の売買契約を平成27年12月10日付、家屋の請負契約を平成28年1月10日付で行った場合、非課税枠の契約日とは、土地の取得に係る契約日でしょうか、それとも家屋の新築に係る契約日でしょうか?なお、金銭贈与は、平成28年に行い、土地や家屋の取得にあてる予定です。



平成27年度税制改正により、この制度に係る贈与税の非課税となる金額(以下、非課税枠)は、下表のとおりとなりました。

この場合における非課税枠の判断は、**住宅 用家屋に係る契約の締結日**で判断されます。 そのためご質問の場合には、土地の取得に

係る契約日ではなく、家屋の新築に係る契約日である平成28年1月10日をもとに非課税枠を判断することとなります。

なお、ご存知のとおりこの制度は、住宅取 得等資金の贈与を受けた年の翌年3月15日ま でに、住宅用家屋を新築又は取得等をした場合に適用を受けることができます。ご質問の場合は『新築』に該当することから、金銭贈与が仮に平成28年中に行われたときのこの金銭問度の適用については、土地家屋いずれの金を新築する必要があります。この場合におきるといる。『新築』には、"新築に準ずる状態"とは土地のは、その骨組みを含みます)を有し、土地の大きでは、一般的に棟上げが終わってれば、新築に準ずる状態として認められます。

#### 【非課税枠】

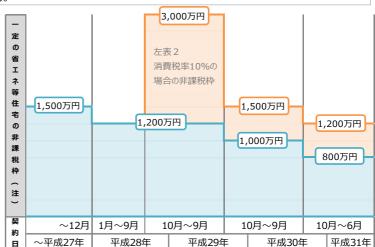
受贈者ごとの非課税枠は、下表のとおりです。もし既にこの制度の適用を受けている場合には、その金額を下表の金額から控除します。ただし下表2の場合、既にこの制度の適用を受けていても、平成28年9月30日までの契約締結分は控除しません。

#### 1 下表 2 以外の場合

住宅用家屋の 新築等に係る契約の締結	主宅用の家屋の種類	一定の 省エネ等 住宅	左記以外 の住宅
平成27年12月31日まで	-	1,500万円	1,000万円
平成28年 1月1日から	29年9月30日まで	1,200万円	700万円
平成29年10月1日から	30年9月30日まで	1,000万円	500万円
平成30年10月1日から	31年6月30日まで	800万円	300万円

2 住宅用家屋の新築等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

2 仕七用豕座の新菜寺の	)観に召まれる消貨税等	きの优争か10	% (このの)
1	主宅用の家屋の種類	一定の	左記以外
住宅用家屋の		省エネ等	の住宅
新築等に係る契約の締約	<b></b>	住宅	の住七
平成28年10月1日から	29年9月30日まで	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日から	30年9月30日まで	1,500万円	1,000万円
平成30年10月1日から	31年6月30日まで	1,200万円	700万円



(注) 一定の省エネ等住宅以外の住宅の非課税枠は、上記非課税枠より各500万円減。



# Roumu information

# 平成28年10月より拡大される社会保険の被保険者の範囲

社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入している事業所で働く70歳未満の人は、原則として社会保険の被保険者になりますが、パートタイマーについては、労働時間と労働日数が正社員のおおむね4分の3以上であるときに加入することとなっています。現状、社会保険料の負担が大きいこともあり、労働日数や労働時間を調整しながら、この基準に達しないように働くパートタイマーも多くいます。この基準が平成28年10月1日より変更され、適用範囲が拡大されることが決まっていますので、その内容を確認しておきましょう。

## ■パートタイマーへの適用範囲の拡大

今回の変更により、労働日数と労働時間が 4分の3未満の人であっても、以下の4つの要件すべてに該当する場合には、被保険者になります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 賃金の月額が88,000円以上であること
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ④ 学生でないこと

ただし、平成28年10月時点では従業員数 (現在の加入基準での社会保険被保険者数) 501人以上の企業の従業員が対象とされ、こ れにより25万人が新たに社会保険の適用対象 となることが見込まれています。なお、従業 員数500人以下の企業については、平成31年9 月30日までに検討が行われ、必要な対応が取 られることになっています。

## 標準報酬月額の追加

上記の変更に伴い、標準報酬月額表も改定されることになっています。具体的には、現在、厚生年金保険の下限が98,000円となっていますが、新たに、88,000円の等級が追加されます。これは適用拡大の企業のみでなく、すべての企業が対象となります。

## 中小企業への影響

パートタイマーへの適用範囲の拡大は、 大企業からの適用となりますが、中小企業 においても手続きの必要性が出てくること が予想されます。

例えば従業員の家族の勤務先が社会保険の適用拡大の対象となったため、配偶者が勤務先で社会保険に加入することとなり、これより扶養から外れる異動手続きが必要になるといったケースです。誤って健康保険証を利用することのないよう、あらかじめ従業員に周知しておきましょう。

また現状、家族手当を支給している会社では、その支給対象者の基準を「健康保険の被扶養者」としていることがあります。今後、例えば、1週間の所定労働時間が25時間であっても、従業員の家族が勤務している会社が大企業か中小企業かによって、家族手当が支給される人と支給されない人が出てきます。支給対象者の基準を見直すことも考える必要があるでしょう。



今後、制度の施行が近づくにつれて、新聞やテレビ等のメディアで、大きく取り上げられることになるかと思います。従業員からの問い合わせも増加すると思いますので、正確な情報を押さえておくことが求められます。





## 都道府県別にみた民営事業所数の増減

平成27年11月末に、総務省より平成26年経済センサス基礎調査の確報(※)が発表されまし た。ここではその結果の概要から、都道府県別民営事業所数と24年から26年にかけての増減 についてみていきます。

## 全体では0.2%の増加

上記調査結果から、24年と26年の民営事業 所数(以下、事業所数)と増減率をまとめる と下表のとおりです。

26年の全国の事業所数は約578万事業所で、 24年に比べ0.2%の増加となりました。都道 府県別では、東京都が最多の72万事業所、次 いで大阪府が約44万、愛知県が約33万、神奈 川県が約32万事業所と続いています。

## 増加は13都県に

26年に事業所数が増加したのは、宮城県や 東京都など13都県に留まりました。

増減率では宮城県が5.4%と最も高くなりま した。岩手県や福島県も増加しており、東日 本大震災からの復興が伺える結果となりまし

## 減少は3%程度までに留まる

一方、26年に事業所数が減少したのは、33 道府県となりました。増減率では和歌山県が -3.1%で最も減少しました。その他は0~2% 台の減少に留まっています。

次回の28年の調査では、事業所数が増加す る都道府県が今回の結果よりも多くなること を期待したいものです。

		都道府県別	民営事業所数	と増減率(事	<b>莱州、%</b> )		
都道府県	平成24年	平成26年	増減率	都道府県	平成24年	平成26年	増減率
全国	5, 768, 489	5, 779, 072	0. 2	三重県	82, 365	82, 325	-0.0
北海道	242, 432	242, 366	-0.0	滋賀県	58, 057	58, 507	0.8
青森県	61, 549	60, 866	-1. 1	京都府	125, 948	124, 811	-0.9
岩手県	59, 537	60, 543	1. 7	大阪府	442, 249	440, 705	-0.3
宮城県	98, 190	103, 505	5. 4	兵庫県	231, 113	231, 708	0.3
秋田県	52, 285	51, 156	-2. 2	奈良県	49, 409	49, 838	0.9
山形県	59, 304	58, 292	-1.7	和歌山県	51, 133	49, 530	-3. 1
福島県	89, 518	89, 971	0. 5	鳥取県	27, 492	27, 204	-1.0
茨城県	122, 835	122, 137	-0.6	島根県	37, 225	36, 441	-2.1
栃木県	92, 263	91, 073	-1. 3	岡山県	85, 833	85, 510	-0.4
群馬県	96, 546	95, 040	-1.6	広島県	135, 296	135, 196	-0.1
埼玉県	258, 199	259, 478	0. 5	山口県	65, 985	64, 842	-1.7
千葉県	200, 702	203, 713	1. 5	徳島県	39, 217	38, 382	-2.1
東京都	701, 848	720, 169	2. 6	香川県	50, 047	49, 569	-1.0
神奈川県	313, 856	318, 966	1.6	愛媛県	68, 510	67,079	-2.1
新潟県	120, 995	118, 598	-2.0	高知県	38, 378	37, 607	-2.0
富山県	55, 397	54, 370	-1. 9	福岡県	224, 833	228, 345	1.6
石川県	64, 173	63, 127	-1.6	佐賀県	39, 101	39,000	-0.3
福井県	44, 160	43, 577	-1. 3	長崎県	65, 467	64, 853	-0.9
山梨県	45, 636	44, 736	-2. 0	熊本県	79, 219	79, 219	0.0
長野県	112, 369	111, 281	-1.0	大分県	56, 303	55, 881	-0.7
岐阜県	104, 946	103, 275	-1.6	宮崎県	54, 955	54, 577	-0.7
静岡県	184, 470	181, 777	-1.5	鹿児島県	80, 279	79, 577	-0.9
愛知県	331, 581	332, 233	0. 2	沖縄県	67, 284	68, 117	1. 2

総務省「平成26年経済センサス基礎調査(確報) 調査の結果」より作成

<sup>·</sup>部地域と業種を除くすべての産業分野の事業所を対象に、平成26年に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確 認できます。http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm



<sup>(※)</sup>総務省「平成26年経済センサス基礎調査(確報)」



## ICT教育を行う企業は生産性が高い

マイナンバー制度がスタートし、情報セキュリティへの関心がさらに高まっています。従業員に対して、この分野の教育の必要性を感じている経営者も少なくないのではないでしょうか。ここでは総務省の統計調査(※)から、企業におけるICT教育の実施状況と労働生産性との関連をみていきます。

### ■ICT教育実施割合は微増

上記調査結果によると、ICT教育を実施している企業は全体の34.9%でした。平成25年の調査では33.5%でしたから、若干の増加という結果になりました。

実施事項をみると、業種全体では「社内のICT関連教育・研修プログラムの実施」割合が高くなりました。業種別にみると金融・保険業やサービス業、その他では、「ICT関連資格の取得に対する報奨金の支給」を行っている企業の割合が比較的高くなっています。

従業員のICT教育のために行っていること(%)

					· ·		
	社内のICT関	社外のICT関	社員の自主	ICT関連資格	社員の自主	ICT関連技	その他の教
	連教育・研	連教育・研	的なICT関連	の取得に対	的なICT関連	能・能力テ	育訓練
	修プログラ	修プログラ	学習活動へ	する報奨金	学習活動へ	ストの実施	
	ムの実施	ムへの参加	の金銭支援	の支給	の時間的支		
					援		
全体	13. 2	9. 6	6. 4	6.6	2. 9	0.9	11.3
建設業	21.8	10.8	2. 6	9.6	2. 8	2. 5	17. 7
製造業	13. 3	9.0	8. 5	4. 2	2. 1	_	15.6
運輸業	6.6	7. 7	3. 6	1. 1	2. 6	-	8. 7
卸売・小売業	11. 9	6.8	5. 9	3. 2	3. 2	1. 9	9. 0
金融•保険業	31.9	23. 9	13. 2	29. 0	3. 0	3. 0	16.5
不動産業	13.0	14. 2	5. 2	8.8	3. 9	-	9.6
サービス業、その他	14. 2	11.5	6. 0	11. 1	3. 4	1.1	8.9

総務省「平成26年通信利用動向調査」より作成

## ICT教育と労働生産性の関係

同調査では、労働生産性とICT教育の関連性も調べており、25年の調査結果もあわせてまとめると右表のとおりです。

25年、26年ともに、ICT教育実施企業のほうが、実施していない企業に比べて労働生産性が高いという結果になっています。

#### ICT教育実施の有無別の労働生産性(万円)

		ICT教育の実施 <mark>あり</mark> の一社当たり労働 生産性	ICT教育の実施 <b>なし</b> の一社当たり労働 生産性
製造業	25年	833	614
<b>发</b> 坦未	26年	860	614
士 朱川 '生 <del>***</del>	25年	827	492
非製造業	26年	732	534

総務省「通信利用動向調査」より作成

従業員へのICT教育はICTの知識や技術を高めるだけでなく、労働生産性の向上も期待できます。ICT教育を行っていない企業では、従業員教育の一環として検討されてはいかがでしょうか。

(※)総務省「平成26年通信利用動向調査」

常用雇用者数100人以上の企業を対象に5,140企業を抽出して行われ、27年7月に発表された調査です。有効回収率は58.9%となっています。詳細は次のURLから確認できます。

http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html

なお、ICTとはインターネットやコンピュータなどに関する情報通信技術の総称です。また、ここでの労働生産性は次の式で求めたものになります。労働生産性=(営業利益+人件費+減価償却費)÷従業者数



4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

			2016年2月
<u>()</u> !	<u>1.</u>	固定資産税の納付(第4期分)	お仕事備忘録
	2.	確定申告(書面)の受付開始	
	3.	国民年金保険料の「2年前納」の手続き	
	4.	労働保険料等の口座振替納付の申込	
	5.	4月昇給の場合の資料収集等の準備	
	6.	新入社員の受入準備	
	7.	火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施	
!			

#### 1. 固定資産税の納付(第4期分)

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

#### 2. 確定申告(書面)の受付開始

平成27年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月15日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。ただし、振替納付の場合の振替日は4月20日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は3月31日 が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月25日です。

#### 3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

平成26年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まっています。従来よりある6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。

#### 4. 労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等は、口座振替による納付も可能です。来年度(第1期)より口座振替とするには、2月 25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

#### 5. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、業績資料から原資の検討、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を開始しましょう。

#### 6. 新入社員の受入準備

4月に新入社員を受け入れる事業者は、入社式の会場確保等の事前準備や支給貸与品の手配、研修 の企画等、受入準備を開始します。チェックリストなどを用いて準備を行うとよいでしょう。

#### 7. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

春の火災予防運動に先立ち、消防設備等(消火器、非常口、非常階段、避難経路等)の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法(連絡方法、避難対策等)について周知しておきましょう。





2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の 出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しま しょう。



ш	曜日	六曜	項目
1	月	仏滅	
2	火	大安	
3	水	赤口	
4	木	先勝	立春
5	金	友引	
6	±	先負	
7	日	仏滅	
8	月	先勝	
9	火	友引	
10	水	先負	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(1月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	木	仏滅	建国記念の日
12	金	大安	
13	±	赤口	
14	日	先勝	
15	月	友引	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第3期分※口座振替を利用する場合)
			●確定申告(書面)の受付開始(~3月15日)
16	火	先負	
17	水	仏滅	
18	木	大安	
19	金	赤口	雨水
20	土	先勝	
21	日	友引	
22	月	先負	
23	火	仏滅	
24	水	大安	
25	木	赤口	
26	金	先勝	
27	±	友引	
28	日	先負	
29	月		●健康保険・厚生年金保険料の支払(1月分) ●じん肺健康管理実施状況報告書 ●固定資産税第4期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで